

表 1 (令和6年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R 6	土木部 土木企画課	平和公園再整備基本計画	25,920	R 3. 4 ～ R 7. 4	長崎県事業の長崎南北幹線道路計画を契機として、平和公園（西地区）のあり方や道路計画に支障をきたすスポーツ施設の再配置などについて検討し、平和公園（西地区）の再整備に係る基本計画を策定する。	本市の附属機関である長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会での意見を取り入れながら策定した。	あり
2	R 6	まちづくり部 都市計画課	長崎都心まちづくり構想	99	R 4. 4 ～ R 6. 4	今後の本市の発展に向けては、各種大型プロジェクトから生じる効果を、「まちなか」を含む都心部全体に波及させる等、ネットワーク型コンパクトシティの中核である都心部の賑わい・活力を持続・発展させていく必要がある。 このことから、都心部を土地利用の特徴に応じてエリア分けし、エリア毎に将来のまちづくりの方向性を示しつつ、これらを有機的に連携させ、新たな施設から生まれる効果を都心部全体の活性化につなげることを目的に、都心部全体を俯瞰した将来のまちづくりの方針となる長崎都心まちづくり構想を策定する。	本構想は、都心まちづくり構想策定検討委員会において検討を重ね、関係者等との意見交換を経て令和6年4月に策定した。本構想の策定によって、市民、企業、大学、行政など関係するすべての人が将来のまちづくり方針を共有することで、プロジェクトや民間事業の有機的な連携による都心全体への経済効果の波及と着実な事業推進を図る。 今後は、市民や企業に対し本構想の周知を行うとともに、関係機関と連携しながら都心部全体の活性化につなげる取組みを推進していく。	なし (配布済)
3	R 6	上下水道局 総務課	長崎市上下水道事業マスタープラン2025	0	R 5. 4 ～ R 7. 3	本市の上下水道事業が目指すべき将来の方向性等を示した現行の長崎市上下水道事業マスタープラン2015の計画期間が令和6年度に満了することに伴い、社会経済情勢の変化、上位計画の動向、上下水道事業を取り巻く環境等を踏まえ、本市の上下水道事業が今後さらに発展的に持続するための指針として、新たに長崎市上下水道事業マスタープラン2025を策定する。	長崎市上下水道事業運営審議会における審議を経て策定した。 信頼とともに持続可能な未来をつくる上下水道という基本理念の実現に向けて、更なる経営改善や施設の強靱化などの取組みを進める。	なし (令和7年2月議会において当該委員会に配布済)

表 2 (令和7年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R7	土木部 土木企画課	長崎市第3期バリアフリー特定事業計画	306	R6.4 ～ R8.3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るため策定した、長崎市バリアフリー特定事業計画の計画期間が令和7年度に満了となるため次期特定事業計画を策定する。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき設置した、長崎市移動等円滑化推進協議会や市民の意見を取り入れながら策定に取り組む。
2	R7	まちづくり部 都市計画課	長崎まちづくりのランドデザイン	22,644	R6.4 ～ R7.12	人口減少対策が喫緊の課題となるなか、まちづくりの分野からも経済再生・定住促進を後押しするため、道路・交通・土地利用といった「基盤づくり」と、まちの質を高めるための「仕組みづくり」を柱とし、多様な関係者が取組みのベクトルを合わせるための羅針盤となる長崎まちづくりのランドデザインを策定する。	計画策定にあたって、長崎まちづくりのランドデザイン検討委員会や関係者等との意見交換、市民ワークショップなどを行いながら策定する。 経済再生・定住促進につながるまちづくりの方向性を、体系的に整理し、かつ、空間に落とし込むなど、わかりやすい形で多様な関係者と共有することで、民間投資を呼び起こし、経済再生・定住促進を官民連携で強力に推進する。
3	R7	まちづくり部 公共交通対策室	長崎市地域公共交通計画	15,748	R6.4 ～ R8.3	国が定める基本方針に基づき、将来のまちづくりや市民の利益の確保を見据えて、将来にわたり持続可能な公共交通機関へと転換していくため、令和3年8月に策定し令和7年度で計画期間満了となる長崎市地域公共交通計画の次期計画を策定する。	現行の計画が令和7年度で計画期間満了となるため、令和8年度を開始時期とする本計画を令和7年度に策定する。 本計画により、行政と事業者や関係者が連携・協力し、公共交通ネットワークのあるべき姿を明らかにしつつ、取り組むべき施策を展開し、持続可能な公共交通への転換を図る。
4	R7	まちづくり部 まちなか事業推進室	長崎市中心市街地活性化基本計画(第3期)	0	R7.4 ～ R8.3	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、令和8年度から5年間の第3期基本計画を策定する。	中心市街地活性化協議会における学識者や関係団体等の意見やパブリックコメントによる意見、国との協議の結果等を踏まえながら、国が定める申請マニュアルに基づき策定する。 中心市街地の活性化に関する法律に基づく法律・税制上の特例や補助事業等の支援措置を有効に活用しながら事業を進めることで、中心市街地の活性化を推進することが可能となる。